

第 1 回世羅町議会臨時会会議録

令和 5 年 2 月 9 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第1回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和5年2月9日
午前10時30分開議
於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|-------|--------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第1号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 4 | 報告第2号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 5 | 報告第3号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 6 | 議案第1号 | 令和4年度世羅町一般会計補正予算(第8号) |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

5番 向谷伸二 6番 田原賢司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
財政課長 矢崎克生	産業振興課長 山口徹
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 10時30分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。

世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行っております。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 改めましておはようございます。令和5年第1回世羅町議会臨時会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の関係におきましては、連日世羅町内でも感染者が発生してございます。引き続きさまざまな感染対策を講じる中でですね、町民の皆様の健康、安全等に繋がるよう努力してまいります。

また5月8日からの5類に変更ということもあり、さまざまな行事についても緩和されていくものと考えております。卒業式、入学式等が始まりますけれども、そういったところでのマスク着用についてもですね、いろいろ国において議論がなされておるところでございます。

本日、議案として挙げております中で鳥インフルエンザの関係でございます。議会からも提言をいただくなかでですねさまざまな取組みを進めていこうと思っております。これまでの対応につきましてですが、ほんと広島県の職員様、また勿論町の職員、そして自衛隊の皆様、関係機関の皆様、連日に亘って昼夜を問わず作業等に、約2万人の方に従事いただいたところでございます。本当に感謝申し上げますと共に、今後においてもですね、そういう案件がないことを願うばかりでございます。本日提案させていただく案件、報告が3件、今もうしあげました鳥インフルエンザの対応等について2件でございます。慎重審議いただく中で、是非ともご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

ひとつ行事のご案内をさせていただければと思います。2月12日には人権教育研究集会が9時より世羅文化センターにて行われますので、是非ともお時間許される方についてはご参加いただければと思います。以上、私のほうからご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより「令和5年第1回世羅町議会臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 向谷 伸二議員、 6番 田原 賢司議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 1 ページをお開きください。

報告第 1 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容 でございます。

公用車の事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものでございます。

和解の相手方 所有者

住 所 世羅町

氏 名 世羅町在住 個人 でございます。

事故の概要 でございます。

(1) 事故発生日 令和 4 年 11 月 8 日午後 8 時 14 分頃

(2) 事故の発生場所 世羅町大字小国 せらにしタウンセンター駐車場
内 でございます。

(3) 事故の状況 上記現場にて、後進の際に確認不足により駐車中の車両に接触したものでございます。

損害賠償の額 219,296 円

2 専決処分年月日

令和 4 年 12 月 16 日 でございます。

報告は以上でございます。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第4 報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案3ページをお開きください。

報告第2号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容 でございます。

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものでございます。

和解の相手方 所有者

住所 世羅町

氏名 世羅町在住 個人 でございます。

事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和5年1月6日午前7時40分頃

- (2) 事故の発生場所 世羅町大字小世良 町道上本町大谷線
- (3) 事故の状況 上記日時、町道上本町大谷線を自動車で走行中、道路横断溝通過時にグレーチングが跳ね上がったため
タイヤとホイールが破損したものでございます

損害賠償の額 27,720 円 でございます。

2 専決処分年月日 でございます。

令和5年1月19日

報告は以上でございます。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第5 報告第3号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案5ページをお開きください。

報告第3号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日 提出

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容 でございます。

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものでございます。

和解の相手方 所有者
住所 世羅町
氏名 世羅町在住 個人 でございます。

事故の概要 でございます。

- (1) 事故発生年月日 令和5年1月6日午前8時00分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字小世良 町道上本町大谷線
- (3) 事故の状況 上記日時、町道上本町大谷線を自動車で走行中、道路横断溝のグレーチングが外れているところを通過したため、タイヤとホイールが破損したものでございます。

損害賠償の額 46,200円 でございます。

2 専決処分年月日 でございます。

令和5年1月19日

報告は以上でございます。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第3号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第6 議案第1号 令和4年度世羅町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案7ページをお開きください。

議案第1号

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月9日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ12,000千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,458,264千円とするものでございます。

歳入は、繰入金12,000千円を増額するものでございます。

歳出は、商工費12,550千円を増額し、予備費550千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。町内で5か所にわたって鳥インフルエンザが発生をしているわけですが、限度額200万円ということで5事業を見込んでおられるわけですが、この養鶏業者の方は5事業者ですが、これに関係する事業者も加えるということになれば、数は増えるんじゃないかと思うんですが、それぞれの詳しい状況はわからないんですが、これから成鶏になって卵を産むようになるまでかなりの期間がかかるわけで、限度額以上の支援はできないわけですが、相当の額になるんじゃないかと思うんです。ここらの200万円に設定をされた根拠というか、考え方、また事業者も把握はしてありませんがね、一定にあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今般の鳥インフルエンザ中小関連事業者緊急対策支援事業、この事業の内容でございますけれども、これは町内に本店を有する中小事業者で、令和4年12月から令和5年2月までの期間、養鶏場及び採卵鶏に関係する取引のある事業者の売上げ合計が前年または前々年同期間と比較して10%以上減少している。その減少分を支援するというところでございまして、1事業者上限200万を見込んでいますところでございます。200万円の根拠につきましては、やはりたとえば卵を運ぶ事業者におかれましてはその荷物が全くなくなってしまうということでございますので、1日、そこの採卵鶏経営者と取引のあった車の車両であったり、人数、1日の売上げ、それが90日間、3か月間売上げがなくなりますので、その売上げ減少分、それにこの90日間、荷物が無い、運送が無いとなりますと、社員、職員を休ませるようなこととなりますので、そうしますと雇用調整助成金という国の制度がありますが、それを受けられますと1日あたり、いくらかというような費用が出てまいります。ですから、そういった費用を差し引くことによりまして、上限200万円を算出したところでございます。まず関係する事業者につきましては、早急にご支援を申し上げないといけんということで取り急ぎこういう事業を創出したところでございます。今後については、国とか県とか状況を見つつ、進捗を見ていければと思っております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 養鶏業者は5業者というのは1回目の質問でも理解しとるわけですが、関係する、今、説明をされたような事業者はどの程度おられるんですか、1養鶏場に1者ということじゃないんじゃないかと思うんですが、そこら、1者かもわかりませんが、そうすると対象が10業者ということになるわけなんで、そういう見込みをきちんとして予算を計上する必要があるんじゃないかということでお尋ねしたんです。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは産業振興課のほうから答弁させていただきます。と言いますのが、このたび商工観光のほうで提案されております関連事業者への支援、こちらにはですね、今回の鳥インフルエンザの発生により発生した養鶏事業者様、こちらの支援はですね、主に国のですね、支援がございます。こちらを使われてですね、再開を進めていくというふうになっていくものでございますので、今回商工観光のほうに提案されております関連事業者の支援の中の5事業者にはですね、いわゆる発生された養鶏事業者様は含まれていないというふうに私どもでは理解しているところでございます。

○議長（米重典子） 矢山議員よろしいですか。

▼【矢山議員：「質問に対して答弁されてないでしょ。」】

○議長（米重典子） 関連事業者というのは。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。関連事業者の5事業者と言いますと、まずは卵を搬送する輸送事業者、そういった事業者が確実に数者いらっしゃいますので、その事業者と想定しきれないところも踏まえまして、5事業者を最大で考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先程全協にてある程度、一定の説明を受けましたけれども、今回のこの支援策につきましては当事者であります事業者に対しては国・県のこうしたさまざまな対応がある。しかしながら昨年の暮れですが、12月31日に産業建設常任委員長と、私、総務文教常任委員長、議運の委員長で一部申し入れということで、副町長に関連事業者の補助がないと、非常に困っているということを12月31日、申し入れをして、後に新年明けてから、議会一丸となりまして議長筆頭に、これ新聞にも掲載されましたけれども、申し入れを行いまして、早速にこうして町長が提案してくださったことに、まず感謝申し上げてちょっと質疑させてもらいますけれども、全協の説明で受けたところでありましたら、昨年の暮れから2月までこうした事業10%利益が落ちた関連事業者というのが5者あると今、想定されていると思います。当事者じゃないで

すよ、関連事業者5者。それを最大200万円まで補助するという、これはほんとにピンポイント、的を射ている支援だと思っております。ひとつこの支援に関してはそれで理解しております。付け加えては先のこともありますけれども、ひとつお考えがあればそこもお伺いしたいのと、今回、この財源として一般財源を財調を取崩しての一般財源を充てておるところでございませうけれども、国のこういった有効な支援策というものが今後あるのか、そういった点も踏まえて2点お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えいたします。まずこの事業につきましてやはり昨年12月から2月にかけて、全く荷物であったり、仕事なくなっているとすれば、その事業者様をご支援申し上げなくてはならないというところで、早急に組み立てたところとございませうけれども、今後の上京につきましては、やはり国であり、県であり、そういう状況を見つつ、どういう支援の仕方があるのか検討を深めていければというように考えておるところでございませう。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） もう1点、高橋議員のご質問に対してのお答えをいたします。今回の支援に対する財源につきましては1200万円、財政調整基金を取り崩して一般財源として財源を付けておるところでございませう。このたびは緊急ということでもありまして、一旦基金から取り崩したもので、財源として活用させていただきますが、今後においてもこの鳥インフルエンザの影響というのはしばらく続くことが予想されます。町としても支援はしていかないとはいけないというふうに考えておりますので、国・県等へ財源等の要望等をしっかりして活用できるものがあればしっかり活用していきたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第1号 令和4年度世羅町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和5年 第1回世羅町議会 臨時会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時59分